

芦屋町公共施設等総合管理計画審議会設置条例

(設置)

第1条 芦屋町が所有する公共施設等（以下「公共施設等」という。）を長期的な視点から総合的かつ計画的に管理するための芦屋町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定及び見直し等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町公共施設等総合管理計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議を行い、町長へ答申する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等総合管理計画に関する事項で町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議会の答申が終了するまでとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。